シニアネットワーク東北 会則

2008年12月 9日制定 2009年 6月 5日改定 2010年 6月 1日改定 2012年 6月 4日改定 2021年 6月 17日改定

(目的)

第1条 シニアネットワーク東北(略称 S N W東北)は、シニアネットワーク連絡会 (原子力学会内組織)と水平的関係にある独立した組織(任意団体)とし、 わが国のエネルギー・環境問題と原子力の役割について、真の理解を 得ることに資することを目的とする。

(SNW東北会員)

- 第2条 SNW東北に登録した会員および東北在住のシニアネットワーク連絡会会員で 構成する。
- 第3条 入会は会員の推薦によるものとし、入会希望者は所定の事項を記入した入会申 込書(別紙シニアネットワーク東北入会フォーマット)を幹事会に提出し、承認 を得る。

(運営)

- 第4条 SNW東北には、会員の互選により、代表幹事、若干名の幹事および監事2名を置く。代表幹事は必要に応じ、副代表幹事および幹事長を置くことができる。 代表幹事、幹事および監事の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 第5条 SNW東北の設立の趣旨に沿い、会員からは会費を徴収しない。
- 第6条 会員相互の連絡等はインターネット上で行う。 なお、シニアネットワーク連絡会からの情報・連絡はSNW東北の幹事から会員 に随時、転送される。
- 第7条 SNW東北には事務所(所在地)を置かない。

(総会)

第8条 原則として総会を年1回開催し、SNW東北の活動、運営等重要事項について 審議する。また、総会は、会員の過半数(委任状を含む)の出席により成立する。 (ウエブ開催に代える場合がある。)

(活動)

- 第9条 SNW東北は以下の活動を行う。 また、これらの活動は東北エネルギー懇談会 およびシニアネットワーク連絡会と緊密に連携を図りながら、ボランタリー活動 として進める。
 - (1) 東北地域における「学生とシニアとの対話」など世代を超えた 対話活動
 - (2) 企業における社員・従業員などのモチベーション向上に資する対話活動

- (3) 会員の増強並びに啓蒙活動
- (4)シニアネットワーク連絡会の運営会議、対話活動、勉強会などへの参加(退会)
- 第10条 シニアネットワーク東北からの退会は、会員の申し出が有った場合または 会員の死亡の通知等が有った場合とし、幹事会で確認する。

なお、通常総会への出欠の連絡が無いなど、2年間わたり会の活動への関与が見られない場合は、自動的に退会と見なす。

(会則の変更など)

第11条 会則の変更その他幹事会が認める重要案件は、委任状を含む出席会員の過半数 の議決をもって定める。